

平成 30 年度 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会 次 第

日 時：平成 30 年 10 月 4 日（木）午前 10 時 00 分から
会 場：横浜市中心卸売市場食肉市場 仲卸棟 3 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審 議 報 告 事 項

- (1) 横浜食肉市場の取扱実績について（資料 1）
- (2) 卸売市場法の改正について（資料 2）
- (3) その他

4 閉 会

横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会委員名簿

[第7期／平成29年4月1日から平成31年3月31日まで]

	氏 名	職 名
会 長	こ いづみ せい いち 小 泉 聖 一	日本大学生物資源科学部教授
副会長	ふく だ じゅん こ 福 田 順 子	一般財団法人日本産業協会理事
委 員	やま ぐち よし ゆき 山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
委 員	さい とう ふみ たか 齋 藤 文 誉	株式会社横浜ミート代表取締役社長
委 員	じつ かた しげ みち 實 形 茂 道	株式会社横浜市食肉公社代表取締役
委 員	ふく おか い さ お 福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
委 員	かん ざき よし あき 神 崎 吉 章	横浜食肉売参事業協同組合理事長

(敬称略・順不同)

横浜市中心卸売市場業務条例 (抜粋)

第81条の6 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第81条の7 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

横浜市食肉市場の取扱実績について

[単位 上段：取扱頭数、中段：取扱重量＝トン、下段：取扱金額＝千円 増減率＝%]

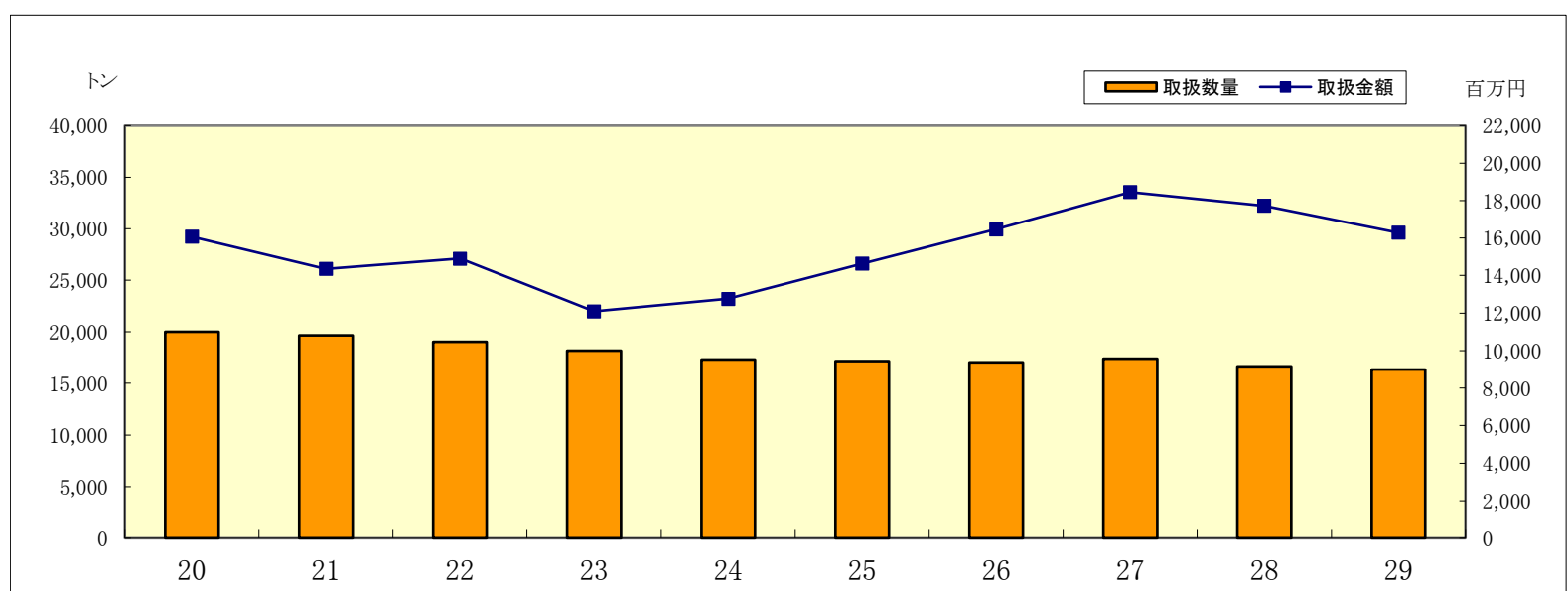
年 度	項 目	牛		豚		その他		合 計	
		取扱高	対前年度 増減率	取扱高	対前年度 増減率	取扱高	対前年度 増減率	取扱高	対前年度 増減率
25	頭数	15,688	△ 2.3	131,890	△ 0.2	9	—	147,587	△ 0.4
	重量	7,000	△ 2.5	10,146	0.1	8	—	17,153	△ 0.9
	金額	9,580,299	14.8	4,759,975	15.7	298,817	1.3	14,639,092	14.8
26	頭数	13,846	△ 11.7	135,709	2.9	5	—	149,560	1.3
	重量	6,435	△ 8.1	10,507	3.6	90	—	17,032	△ 0.7
	金額	9,943,231	3.8	5,953,591	25.1	570,818	91.0	16,467,639	12.5
27	頭数	13,248	△ 4.3	140,116	3.2	3	—	153,367	2.5
	重量	6,295	△ 2.2	11,007	4.8	89	—	17,392	2.1
	金額	12,239,276	23.1	5,612,443	△ 5.7	597,885	4.7	18,449,604	12.0
28	頭数	12,040	△ 9.1	136,378	△ 2.7	7	—	148,425	△ 3.2
	重量	5,851	△ 7.1	10,747	△ 2.4	47	—	16,645	△ 4.3
	金額	11,788,160	△ 3.7	5,445,434	△ 3.0	481,974	△ 19.4	17,715,568	△ 4.0
29	頭数	10,848	△ 9.9	138,630	1.7	6	—	149,484	0.7
	重量	5,343	△ 8.7	10,939	1.8	45	—	16,328	△ 1.9
	金額	9,933,145	△ 15.7	5,890,083	8.2	456,433	△ 5.3	16,279,661	△ 8.1

注1) 単位未満は四捨五入したため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合があります。

注2) 増加率は、単位未満を四捨五入する前の数値で計算しました。

注3) その他は、子牛・副生物など。

取扱高の推移(H20～H29年度)

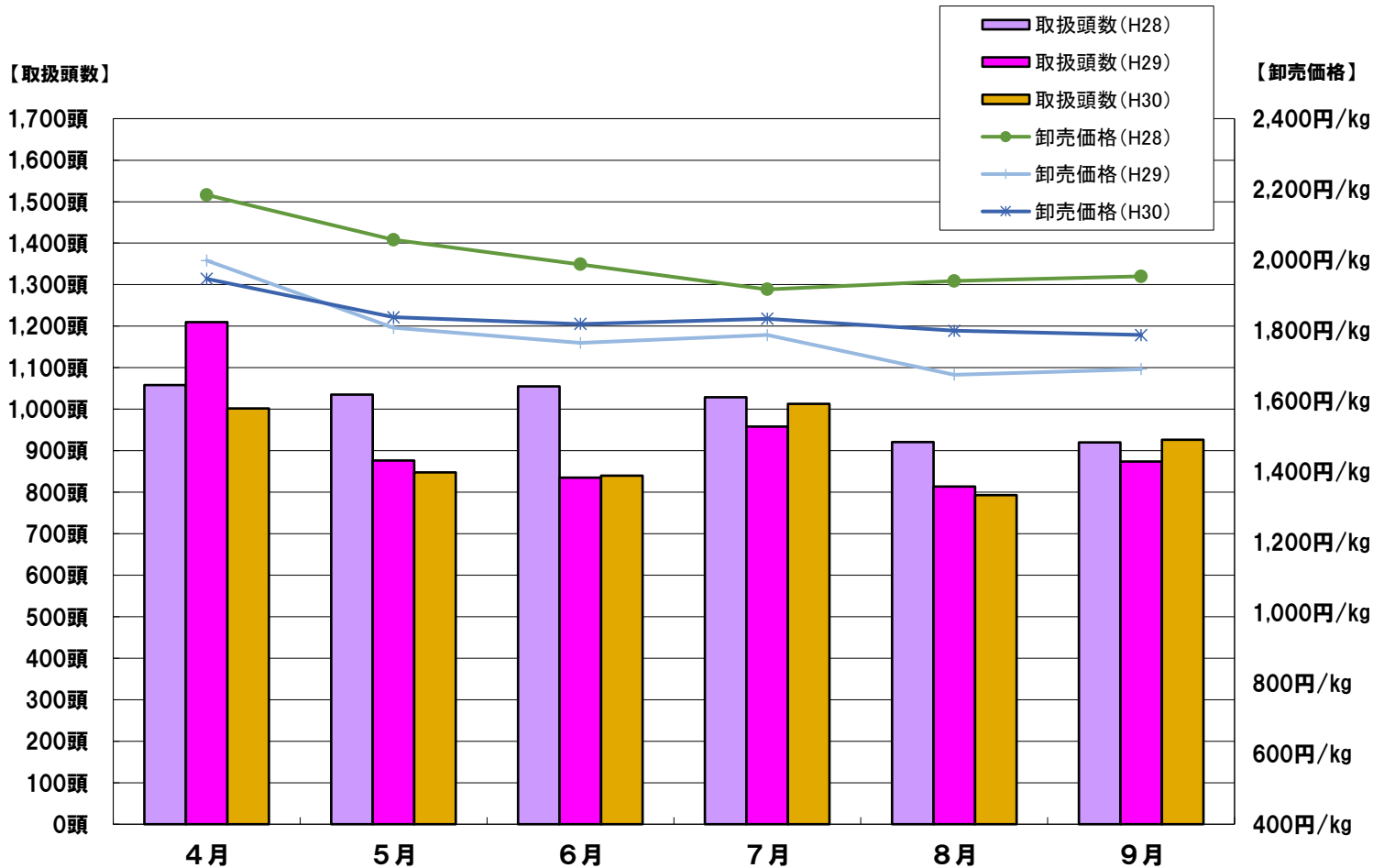


平成29年度全国中央卸売市場(食肉部)の枝肉取扱高

〔単位：数量＝トン、金額＝百万円〕

都市名	順位	合計取扱金額	牛	豚
			取扱重量	取扱重量
			取扱金額	取扱金額
東京都	1	128,832	62,060	15,889
			120,640	8,192
福岡市	2	23,322	9,757	10,151
			17,948	5,374
大阪市	3	22,818	10,871	4,753
			20,492	2,326
仙台市	4	19,945	8,162	8,152
			15,813	4,132
名古屋市	5	17,534	4,442	16,230
			8,859	8,675
横浜市	6	15,823	5,343	10,939
			9,933	5,890
神戸市	7	14,292	4,519	1,005
			13,726	566
京都市	8	11,256	4,494	1,563
			10,384	872
広島市	9	7,096	3,029	4,790
			4,598	2,498
さいたま市	10	5,828	3,751	3,829
			3,929	1,899

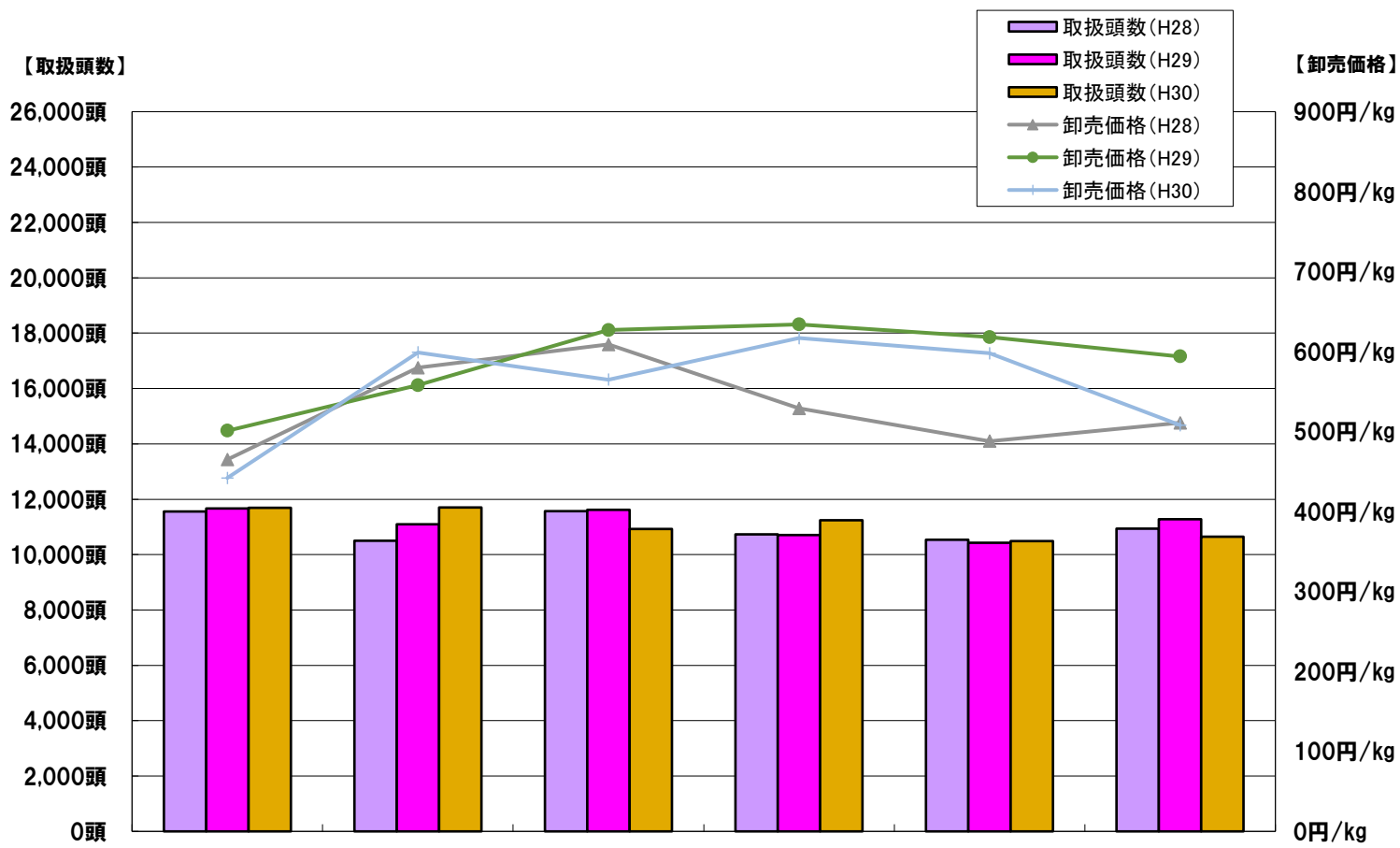
牛の月別取扱実績（平成30年4月～9月速報版）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月～9月
取扱頭数 (H28)	1,058頭	1,035頭	1,055頭	1,029頭	921頭	920頭	6,018頭
取扱頭数 (H29)	1,210頭	876頭	835頭	958頭	814頭	874頭	5,567頭
取扱頭数 (H30)	1,002頭	848頭	840頭	1,013頭	793頭	926頭	5,422頭

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月～9月
卸売価格 (H28)	2,184円/kg	2,057円/kg	1,987円/kg	1,916円/kg	1,940円/kg	1,953円/kg	2,010円/kg
卸売価格 (H29)	1,998円/kg	1,807円/kg	1,764円/kg	1,787円/kg	1,674円/kg	1,690円/kg	1,803円/kg
卸売価格 (H30)	1,946円/kg	1,837円/kg	1,818円/kg	1,833円/kg	1,799円/kg	1,787円/kg	1,840円/kg

豚の月別取扱実績（平成30年4月～9月速報版）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月～9月
取扱頭数(H28)	11,555頭	10,499頭	11,572頭	10,736頭	10,539頭	10,935頭	65,836頭
取扱頭数(H29)	11,666頭	11,097頭	11,623頭	10,709頭	10,423頭	11,282頭	66,800頭
取扱頭数(H30)	11,694頭	11,699頭	10,928頭	11,236頭	10,486頭	10,650頭	66,693頭

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月～9月
卸売価格(H28)	465円/kg	580円/kg	609円/kg	529円/kg	488円/kg	511円/kg	531円/kg
卸売価格(H29)	501円/kg	558円/kg	627円/kg	634円/kg	618円/kg	594円/kg	587円/kg
卸売価格(H30)	442円/kg	599円/kg	565円/kg	617円/kg	598円/kg	508円/kg	554円/kg

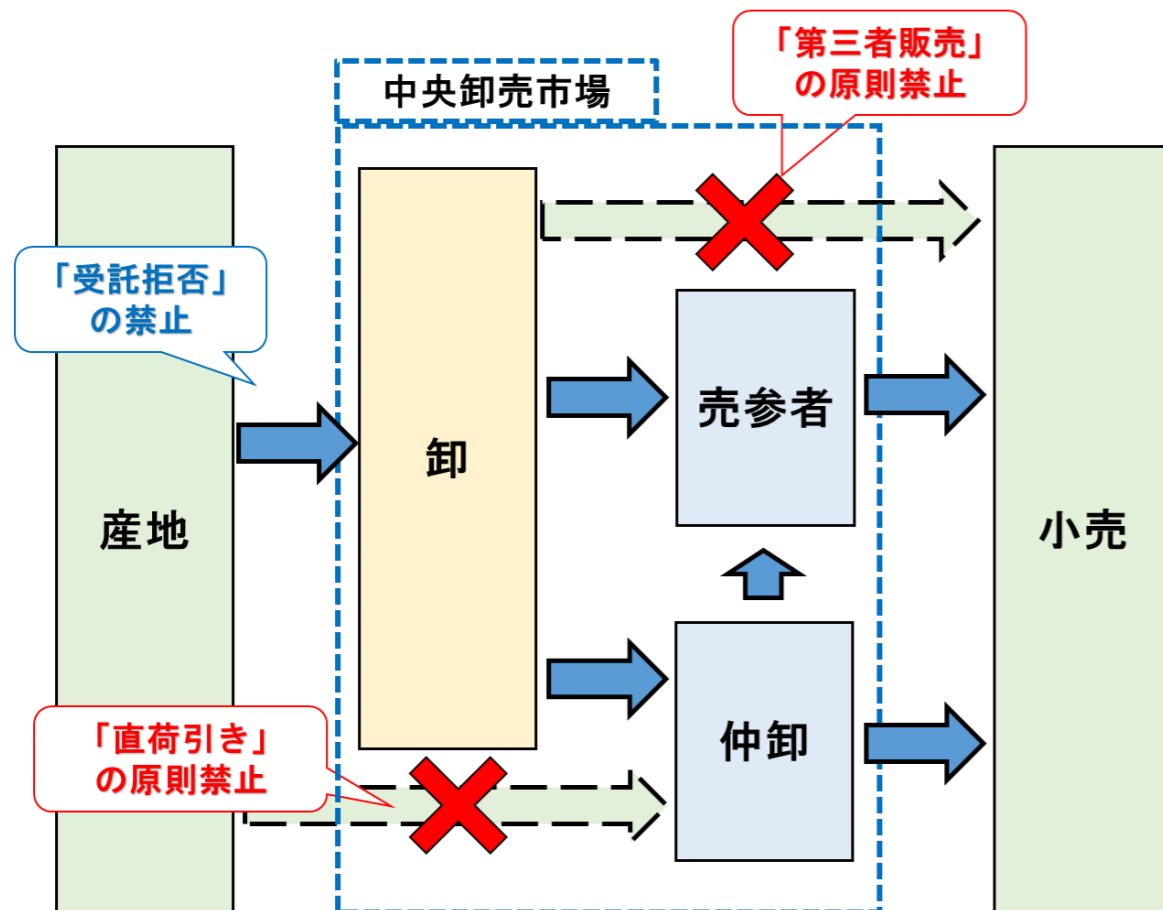
卸売市場法の改正概要について

1 卸売市場法改正の目的

今回の卸売市場法の改正は、政府による食品流通構造全体の改善の一部である。政府は、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしており、今後も流通の核として堅持すべきものであることから、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指している。卸売市場に関しては、国による様々な規制を廃止すること等で、公平性・公正性・公開性を保ちながら、各卸売市場の取引の自由度を高める改正となっている。

2 現行法の取引規制

卸売市場の現行の取引規制は、「卸売業者＝集荷」「仲卸業者＝分配」という役割分担の元に流通ルートを律しており、卸売業者の小売等に対する「第三者販売」や仲卸業者の産地等に対する「直荷引き」等が原則禁止となっている。しかし、市場の品揃えの確保等を理由に例外規定の活用が増加し、従来の取引規制が現実と乖離している状況が散見されるため、今回の法改正によって、法律による規制は縮小される（改正法では、受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止以外の取引規制は開設者が規定することとされている）。



3 卸売市場法の改正概要

改正卸売市場法の主な改正点は、「農林水産大臣が中央卸売市場を認可する制度から、中央卸売市場の要件を満たす開設者を認定する制度への変更」、「国による卸売業者の業務許可等の廃止」、「法律による取引にかかる規制の縮小」などとなっている。

項目	現行法	改正法	
1 中央卸売市場の開設等	国が整備方針・計画を策定	国が基本的な方針を策定 →施設整備の支援は維持	
	開設者は都道府県又は人口 20 万人以上の市 →国が「認可」する。	開設者の制限なし（民間事業者でも可） →国が定める要件（※）に適合し、一定水準以上の規模を有するものを国が「認定」	
2 業務許可	卸売業者	国が許可 国が直接指導・検査監督	卸売業者及び仲卸業者の定義のみとなり、その他の法律上の規定は廃止（開設者が規定） （国は、開設者のみを指導・検査監督）
	仲卸業者	開設者による許可	
	売買参加者	開設者による承認	
3 取引規制	(1) 受託拒否	禁止	同左
	(2) 差別的取扱		
	(3) 第三者販売	原則禁止	開設者が関係者の意見を聴き設定
	(4) 直荷引き		
	(5) 商物一致	原則適用	
	(6) 取引に関する公表	取引結果を公表	取引条件・結果を公表

※ 公正な取引の遵守や業務の適切な運営管理を行う人員体制の確保等、高い公共性を満たす必要がある。

市場法改正に伴うスケジュール

参考資料

			平成30年度												平成31年度												平成32年度							
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
市場法改正	国	法改正	●市場法改正案閣議決定			●改正市場法公布			●政省令・基本方針公表															改正市場法 施行										
	横浜市食肉市場	市場運営													★開運協: 諮問		★開運協: 答申														業務条例及び施行規則の施行			
	横浜市食肉市場	業務許可取引ルール													☆市取委: 説明 (改正法概要)		☆市取委: 検討1		☆市取委: 検討2		☆市取委: 条例案説明		★開運協: 条例案説明		◎市会: 改正条例議決									
経営展望	横浜市食肉市場	報告策定作業													☆市取委 スケジュール説明		★開運協 スケジュール説明		☆市取委: 中間報告		★開運協: 中間報告		◎市取委: 最終版報告		★開運協: 答申		◎市取委: 最終報告							

※市取委(☆): 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会
 開運協(★): 横浜市中心卸売市場開設運営協議会